



市老連だより 12

令和3年7月5日

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
施設長各位

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
代表理事 仲谷善弘

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に 関する Q & A について

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告いたします。

厚生労働省老健局老人保健課は6月29日、「介護職員処遇改善加算」と「介護職員等特定処遇改善加算」のQ & Aについて、各都道府県などに事務連絡を出しました。処遇改善加算の処遇改善計画書および実績報告書の記載方法などについて、4つの問いに答えています。

問いは「処遇改善計画書及び実績報告書において基準額1、2(前年度の(介護職員の)賃金の総額)及び基準額3(グループ別の前年度の平均賃金額)の欄が設けられていますが、実績報告書の提出時において、基準額1、2及び3に変更の必要が生じた場合について、どのように対応すればよいか」などです。基準額の取り扱いについては、職員構成や賃金改善実施期間等が変わることにより、前年度賃金の総額の修正が必要となった場合や、処遇改善加算または特定加算による賃金改善を含めた当該年度の賃金の総額が経営状況などで変わった場合について、それぞれ回答しています。

詳細資料については、下記 URL をご確認ください。

URL: http://www.a-kaigo.gr.jp/admin_wp/wp-content/uploads/2021/07/ksvol.993.pdf

【発信元】 一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12-10大阪市立社会福祉センター 311
TEL06-6765-3611 FAX06-6765-3612
e-mail:info@sirouren.jp URL:http://sirouren.jp